（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	女川漁港の指定施設
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産林政部漁港整備推進室

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
平成18年 4月 ～ 平成21年 3月	指定管理	女川町漁業協同組合	
平成21年 4月 ～ 平成24年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成24年 4月 ～ 平成29年 3月	直営		
平成29年 4月 ～ 令和 4年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
令和 4年 4月 ～ 令和 9年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名　称	宮城県漁業協同組合
	所在地	宮城県石巻市開成1番27
指　定　期　間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日 （5か年）	
募　集　方　法	■ 公募　□ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	女川漁港の指定施設（南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地）	
所　在　地	宮城県牡鹿郡女川町小乗浜地先	
設　置　年　月	平成13年4月	
根　拠　条　例　等	漁港管理条例	
設　置　目　的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	㎡
	構　造	
	内　容	（南防波堤横泊地）延長115メートル、幅員20メートル （物揚場護岸横泊地）延長60メートル、幅員35～45メートル
開　館　（　所　）　日		
開　館　（　所　）　時　間	午前　時　分 ～ 午後　時　分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	漁港管理条例第18条 第2号　指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号　指定施設の維持管理に関する業務	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	□ 有　■ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	23 人	23 人	23 人	100.0%	100.0%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
プレジャーボート係留	23 人	23 人	23 人	100.0%	100.0%
合　　計	23 人	23 人	23 人	100.0%	100.0%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入　　(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	708	732	742	104.8%	101.4%
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収 入 計 (a)	708	732	742	104.8%	101.4%

(2) 支出

人件費	686	710	720	105.0%	101.4%
施設管理費	22	22	22	100.0%	100.0%
事業運営費				-	-
その他				-	-
支 出 計 (b)	708	732	742	104.8%	101.4%

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	-	-
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	指定施設の維持管理のため、漁港の見回り、係留船の確認を行った。	問題はありませんでした。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
	収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり。	問題はありませんでした。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
効率性	管理運営体制	支所職員3名で管理運営にあたっている。	問題はありませんでした。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
	人員体制	正規　3 人　非正規　0 人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	指定施設の使用許可申請書の受付及び許可証・ステッカーの送付、使用料の徴収を行った。	徴収期日に留意し管理運営を行った。	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
有効性	利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり。	満枠。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
	利用者サービスの向上	定期的に清掃し、施設を清潔に保ち、利用者が安心して利用できるよう巡回の際に目視による施設の点検を行った。	見回りする際に施設の清掃にも協力をいただいた。	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	窓口や電話での対応時に寄せられる要望等について、地元漁業者や住民との意見調整や県など関係機関との連絡調整を図り、利用者サービスの向上を図った。	新規利用者への係留場所の説明や係留場所の空き状況などの説明を行った。	A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
その他	県民の平等利用	施設利用者に対しては、区別なく対応するよう留意した。県民間はもとより、県民とそれ以外の方についても平等に対応した。	宮城県の規程により対応し、平等に対応するよう心掛け対応を行った。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A
	安全対策	悪天候の際、施設確認のため巡回し、異常があれば速やかに利用者に連絡した。地元漁業者や地元住民から利用船舶の異常があった場合は支所へ連絡をもらうよう呼び掛けた。また、救命胴衣の着用を励行した。	悪天候が予報されるときは、巡回を強化し係留ロープの緩みが無いか確認を行った。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A

主な視点	項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	管理運営業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関する取扱いについて対応する職員を含め支所職員全体で徹底を図った。	個人情報に留意し情報管理を行なった。	A	個人情報の保護が徹底されていると認められる。 ただし、情報公開はモデル規程に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。	B
	自主事業の実施	特になし。	年間を通して満枠で推移しているため、特に特別なことは行っておりません。	A		
	その他の取組	特になし。	年間を通して満枠で推移しているため、特に特別なことは行っておりません。	A		
総合評価			特段問題はありませんでした。	A	調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	問題はありません。	適正な施設管理がなされている。今後も指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。